

外部監査等規程

(目的)

第1条 この規程は、法令及び公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「本財団」という。）定款の規定に基づき会計監査人が行う監査、その他本財団から独立した第三者（以下「独立第三者」という。）が行う監査等（以下「外部監査等」という。）に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(外部監査等の種類)

第2条 外部監査等の種類は、会計監査、決算レビュー及び合意された手続等の実施とする。

- 2 会計監査とは、法令並びに定款第11条及び第29条の規定に基づき、本財団の毎事業年度の決算に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）をいう。以下同じ。）及びその附属明細書、財産目録、並びにキャッシュ・フロー計算書を会計監査人が監査するもの。
- 3 決算レビューとは、会計規程第4条第1項に規定する会計単位の事業年度又は四半期の決算に係る計算書類等を独立第三者がレビューするもの。
- 4 合意された手続等の実施とは、第2項の会計監査及び前項の決算レビュー以外の外部監査等であって、本財団が定款第5条の規定に基づき行った事業が、法令、定款、本財団の諸規程等の規定に従って行われたかどうかについて、独立第三者が本財団との間で合意された手続を実施するもの、その他独立第三者が本財団との間で定めた手続を実施するもの。

(会計監査)

第3条 本財団は、法令並びに定款第11条及び第29条の規定に基づき、毎事業年度終了後、前条第2項の会計監査を受けなければならない。

- 2 本財団は、前項の会計監査を受けたときは、会計監査人から会計監査報告の提出を受けるものとする。

(決算レビュー)

第4条 本財団は、必要に応じて、第2条第3項の決算レビューを受けるものとする。

- 2 本財団は、前項の決算レビューを受けたときは、独立第三者から決算レビューに係る報告の提出を受けるものとする。

(合意された手続等の実施)

第5条 本財団は、必要に応じて、第2条第4項の合意された手続等の実施を受けるもの

とする。

- 2 本財団は、前項の合意された手続等の実施を受けたときは、独立第三者から合意された手続等の実施に係る報告の提出を受けるものとする。

(会計監査人及び独立第三者への協力)

第6条 本財団の役員及び職員は、この規程に定める会計監査人及び独立第三者の外部監査等の遂行に協力しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会が決議する。

(実施に関し必要な事項)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、平成30年10月15日から施行する。

平成27年 4月 1日 制定

平成28年12月27日 改定

平成30年10月15日 改定・施行